



島根県報

平成21年 7 月 21 日 (火)

号外 第 136 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止 (高齢者福祉課) 2

告 示**島根県告示第563号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項第3号及び第6号の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第85条第3号の規定により告示する。

平成21年7月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	停止の内容	停止の期間
社会福祉法人 浜田市社会福祉 協議会	居宅介護支援	浜田市社会福祉協議 会指定居宅介護支援 事業所	浜田市野原町859- 1	新規利用者の受 入れの禁止	平成21年7月21日から 平成22年1月20日まで